

大分県報

平成二十八年
号外（九七）
七月四日

（月曜日）

目次

規則
大分県行政組織規則の一部改正……………

訓令 甲

大分県事務決裁規程の一部改正……………

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十六号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項の表の企画振興部の項中「国際交流班」の下に、「パスポート班」を加え、
同表の生活環境部の項中

防災危機管理課	企画班、危機管理班
人権・同和対策課	調整班、啓発班

人権・同和対策課	調整班、啓発班
防災危機管理課	企画班、危機管理班

改め、同条第二項の表の国際政策課の部を削り、同表の防災危機管理課の部の防災対策室の項中「防災対策班」を「地域防災企画班、地域防災推進班」に改める。

平成二十八年七月四日

第四条第六項の表の危機管理監の項を削り、同表中

局長	芸術文化スポーツ局	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
	観光・地域局	

を

局長	芸術文化スポーツ局	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
危機管理監	防災局	上司の命を受け、危機管理に関する事務を処理する。

に改める。

第十三条第十一号中「パスポート室の庶務」を「旅券」に改める。
第二十三条の六を削り、第二十三条の七を第二十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（防災危機管理課の分掌事務）

第二十三条の七 防災危機管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防災に関する企画及び調整に関すること
- 二 危機管理（他の課（所及び室を含む。）の所管に属するものを除く。）に関すること
- 三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行（防災対策室の所掌に係る事項を除く。）に関すること
- 四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）に関すること
- 五 自衛官の募集に関すること
- 六 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関すること
- 七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行に関すること
- 八 大分県危機管理委員会に関すること
- 九 米軍による日出生台演習場での訓練に関すること
- 十 防災対策室及び消防保安室の庶務に関すること
- 十一 その他防災・危機管理に関すること

大分県報号外（規則）

第四十四条の七を削り、第四十四条の八を第四十四条の七とし、第四十四条の九から第十四条の二十二の二までを一条ずつ繰り上げる。

第六十二条第五号を次に改める。

五 求人求職、移住・定住情報の提供及び相談に関する事

第六十二条の五第四号を次に改める。

四 求人求職、移住・定住情報の提供及び相談に関する事

第六十二条の八第四号を次に改める。

四 求人求職、移住・定住情報の提供及び相談に関する事

第百十九条の二中「労政福祉課」を「雇用労働政策課」に改める。

別表の生活環境部の部の県民生活・男女共同参画課の款の大分県消費生活審議会の項中

「第四十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同部の防災危機管理課の款及び防災

危機管理課消防保安室の款を削り、同部に次のように加える。

防災危機管理課 消防保安室	大分県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十七条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び大分県国民保護計画の作成、変更の答申に関する事
	大分県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第二十七条第三項に規定する石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害時における関係機関相互間の連絡調整等に関する事

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○訓令甲

大分県訓令甲第二十二号

本地方機関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広瀬勝貞

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の観光・地域局長の項の次に次のように加える。

防災局長	主務課長（室長を含む。）	知事があらかじめ指定する職員
------	--------------	----------------

附則

この訓令は、公示の日から施行する。